

愛荘町監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された愛荘町職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月21日

愛荘町代表監査委員 辻井 弘子
愛荘町監査委員 村田 定

第1 請求の受付

1. 請求の要旨

本件監査請求の要旨は以下のとおりである。（以下、原文のまま掲載）

措置請求の要旨

（1）公金支出

愛荘町長は、令和6年10月29日付けで、（甲）と委託契約を締結し、前記契約書に基づき176,000円を支出した。

（2）弁護士費用の不当性

ア 「令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事」について、令和6年10月4日に（乙）から滋賀県建設工事紛争審査会（以下「審査会」。）に契約解除を求める旨の調停申請が提出された。

イ 審査会の手続きには「あっせん」、「調停」、「仲裁」、と3種類あり、今回は調停の申請がなされた。滋賀県のホームページには、調停は、当事者の歩み寄りによる解決を目指す。（解決の見込みのある限り審理を継続することになりますが、一方または双方が互いに譲歩することなく、容易に妥協点が見出せないような場合には、手続きは打ち切られることとなります。）とある。

ウ イの通り、「調停」での解決には当事者の歩み寄りが必要となる。しかし、町は11月22日の全員協議会、12月10日の12月定例会での副町長の答弁で「歩み寄りということができるような内容はない」と発言しており、であれば初

めから調停での解決はできないと分かっており、解決する見込みがないのに弁護士に委任する必要はない。もし弁護士に委任するのであれば「仲裁」申請がなされたときである。

また、町の答弁で「専門的、技術的な知識が必要」と言われているが、申請人、被申請人は事実を述べるだけであり、知識は必要ない。議員も質問しているように、「調停の場はお互いの生の声を両方から聞き、審査会委員である弁護士や技術者（土木）である専門的な知識を持った第三者が和解の方向で話を進める場であるため、片方は個人、片方は弁護士を立てると心象的に良くないし威圧感があり、違和感がある。」と言っている。

(3) 調停の結果

町からの歩みよりがないため1回で打ち切りになる。

(4) 結論

上記のとおり、弁護士費用は明らかに不当である。よって監査委員には、愛荘町長に対し、費用の全額を返還させるよう必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(5) 資料

- ・委任契約書
- ・支出負担行為書

2. 請求者

(氏名省略)

3. 請求書の提出日

令和7年2月26日

4. 請求書の補足及び訂正

(1) 補足事項

なし

(2) 訂正事項

なし

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和7年3月24日に請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1. 監査の対象事項

請求の要旨から、本件監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 「令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事」に係る滋賀県建設工事紛争審査会調停申請に対する弁護士委任費用が不当であるかどうか。

2. 監査対象部局

人権政策課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、これらを行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

4. 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第8項の規定に基づき、関係課職員に対して、令和7年4月8日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 職員の陳述

まず、本件の要因となりました(乙)と契約を締結しました、令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事の契約を解除した経緯につきましては、令和6年8月7日に実施されました町監査委員による住民監査請求に基づく監査において説明をさせていただいております。

それでは弁明書の方をご覧ください。まず一番弁明書の趣旨でございますが、本件請求を棄却するとの決定を求めます。

次に、2の事実の認否ですが、請求の要旨の一つ目、公金支出の事実については認めます。令和6年10月29日に町の顧問弁護士である(甲)と、滋賀県建設工事紛争審査会の令和6年(調)第2号事件に係る委任契約を締結し、令和7年1月21日に着手金17万6,000円を(甲)に支払っております。

請求の要旨の、弁護士費用の不当性の、(乙)が審査会に申請した調停の内容については一部否認をいたします。証拠書類として提出をしております調停申請書の1ページの調停を求める事項の通り、(乙)が審査会に対し、調停を求めたのは契約解除を求めるではなく、契約解除通知に関し、取り消しを求めるものであります。

次、請求の要旨の弁護士費用の不当性の、調停では解決する見込みがないとわかっている

のに、弁護士に委任する必要はないとの主張については否認します。当事者の歩み寄りが必要となる調停の場で、町は契約解除が有効、(乙)は契約解除の取り消しを求めるとし、相反する内容への対応が困難な案件であり、契約約款の解釈など法的な争点もあるため、町が弁護士による対応が必要だと判断したもので妥当であります。

請求の要旨の、弁護士費用の不当性の専門的、技術的な知識の必要性についての主張については否認します。審査会は、あっせん、調停、仲裁のいずれかの手続きによって紛争の解決を図る機関で、滋賀県建設工事紛争審査会事務局が作成している建設工事紛争処理手続きの手引きの通り、調停はあっせんよりも技術的、法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適しているとされており専門的な知識が必要とされます。

請求の要旨の、調停の結果の事実については認めます。令和7年1月8日に審査会の第1回審理が開催され、結果、合意の見込みがないと認められるため、令和7年1月15日付調停の打ち切りについて、審査会、調停委員から通知があったものでございます。

請求の要旨の、弁護士費用の不当については否認します。当事者の歩み寄りが必要となる調停の場で、相反する内容への対応が困難な案件であります。解決に向けた審議を進めるために町顧問弁護士を代理人と定めたものであり、その対価として支払う弁護士費用の支出は妥当であります。

次に弁明の理由の弁明事実でございますが、町は(乙)と令和6年5月2日に請負契約を締結した、令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事について、工事現場に入札執行前から対応が必要であると認識していた、不法投棄および野焼きによる燃え殻があり、その処分を行う必要がありましたが、対応が不十分であったため、現場と設計に差異が生じたことにより、令和6年6月4日に契約約款の第42条の発注者の任意解除権に基づき契約を解除することとしました。

令和6年6月5日に副町長と担当政策監が(乙)の事務所を訪問し、口頭で本工事の契約を解除する旨を伝達しましたが、(乙)の理解は得られませんでした。その後、令和6年6月12日に担当政策監、担当課長、担当課長補佐が(乙)の事務所を訪問しましたが、前向きな話がないのなら会わないとのことでありました。

また、令和6年6月19日に(乙)の要望に基づき、町長が(乙)と面談を行う。このときには町長他副町長、担当課長等の関係職員6名が同席しておりましたが、そのような面談を行い、理解を得ることに努めましたが、理解は得られませんでした。

その後、契約約款により任意解除権の行使は、工事が完成するまでの間と規定されており、工期が令和6年6月28日までであったため、令和6年6月24日付の建設工事請負契約解除通知書を、(乙)に送付し契約を解除しました。

また令和6年6月27日に(乙)は町に対し、第42条による契約解除の取り消しを請求する行政不服審査法に基づく審査請求、令和6年7月2日に契約解除の執行の停止を求める行政不服審査法に基づく執行停止申立書を提出され、町監査委員に対し、令和6年7月12日に契約解除の取り消しおよび土壌分析等の追加予算を正しく使うことを勧告するこ

とを求める住民監査請求に係る職員措置請求書を提出されました。

その後、(乙)は令和6年10月4日に滋賀県建設工事紛争審査会に、愛荘町に対し本工事に伴う宅地造成工事請負契約解除通知に関し、取り消しを求める旨の調停を申請されました。審査会事務局が作成している「建設工事紛争処理手続きの手引」では、審査会は、あつせん、調停、仲裁のいずれかの手続きによって紛争の解決を図る機関で、調停はあつせんよりも技術的、法律的な争点が多く、あつせんでは解決が見込めない場合に適しているとされており、専門的な知識が必要とされます。

そこで町は、今回は契約約款の解釈など法的な争点があり、また示談交渉ではなく、紛争解決機関での調停などで、慎重に対応する必要があり職員では対応が難しい。相反する内容への対応が困難な案件であるが、早期の解決を図りたい。早期の解決を図るため、調停で(乙)が求めている損害賠償についても協議していきたい、などにより弁護士による対応が必要だと判断しました。

弁護士の委任については、裁判所における一般の調停でも弁護士が代理人となることは日常的で、法的な制限はなく、町の裁量により判断できるもので、違法、不当に該当しないため、その対価として支払った弁護士費用の支出は妥当であります。

以上、陳述をさせていただきます。

(2) 証拠書類

- ・(乙)からの滋賀県建設工事紛争審査会への調停申請にかかる顧問弁護士への対応依頼の伺い(抜粋)
- ・(乙)からの滋賀県建設工事紛争審査会への調停申請にかかる顧問弁護士への委任および委任契約の伺い(抜粋)
- ・手続代理委任状
- ・委任契約書
- ・支出負担行為書
- ・支出命令書
- ・調停申請書(証拠書類は除く)
- ・建設工事紛争処理手続きの手引(抜粋)
- ・答弁書(証拠書類は除く)
- ・調停の打ち切りについて(通知)

第4 監査の結果

1. 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、関係課から提出された資料および関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

(1) 滋賀県建設工事紛争審査会への調停申請について

令和6年10月8日付滋審調第65号により、(乙)から、愛荘町長を被申請人とした、建設業法による調停の申請がなされた。

(2) 弁護士への委任について

愛荘町長を被申請人とする調停の申請がなされたことにより、町の顧問弁護士である、(甲)に調停の代理人とする委任契約を行った。

(3) 委任に係る経費について

着手金として176,000円を、令和7年1月21日支出している。

2. 監査委員の判断

本監査では、「令和6年度工事第1号山川原小集落地区改良事業に伴う宅地造成工事」に係る、滋賀県建設工事紛争審査会調停申請に対する弁護士委任費用が、不当であるかどうかについて次のとおり判断した。

滋賀県建設工事紛争審査会（以下、「審査会」という。）は、建設業法第25条に基づき設置された、建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図る準司法機関で、中央（国土交通省本省）と各都道府県に置かれている。審査会は、「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続きに従って紛争の解決を図るものである。

「あっせん」「調停」は、解決した場合は、民法上の和解としての効力があり、「仲裁」については、裁判所の確定判決と同じような効力があるとされている。また、調停は、技術的・法律的な争点が多い場合に適するものであるとされている。

今回、請求人が代理人として審査会に調停申請をされた内容については、被申請人（町長）に対し、「建設工事請負契約解除通知に関し、取り消しを求めるもの」である。この申請に対して応じるかどうかは、被申請人（町長）の判断であり、応じた場合、被申請人が町長であることからその対応活動も、地方自治法第232条の規定による、事務処理に必要な経費の支弁が認められた普通地方公共団体の事務の一つであるといえる。

また、請求人は、措置請求書の中で、(町は)「初めから調停での解決はできないとわかっており、解決する見込みがないのに弁護士に委任する必要はない。」と述べているが、これに対して、担当課は弁明書の中で三点の理由を述べている。一点目は、今回は契約約款の解釈など法的な争点があり、また、示談交渉ではなく紛争解決機関での調停なので、慎重に対応する必要があり、職員では対応が難しいこと、二点目に、相反する内容への対応が困難な

案件であるが、早期の解決を図りたいこと、三点目に、早期の解決を図るため、調停で(乙)が求めている損害賠償についても協議していきたいことである。そのためには弁護士による対応が必要だと判断したと述べている。さらに、審査会に提出された答弁書においても同様に述べている。

さらに、紛争への対応は、通常の行政事務の範疇を超えた業務となり、その業務を弁護士に委任することは、他の業務について、専門知識をもった事業者に委託することと同様と考えることができ、地方公共団体が行うことができる随意契約について定めた、地方自治法施行令第167条の2に基づくものであり、町の判断は裁量権の逸脱、濫用があるとはいえない。

先に述べた通り、審査会の「調停」の和解は民法上の和解としての効力があり、技術的・法律的な争点が多い。加えて、答弁書にも記載されている通り、町は申請人との円満解決を望んでおり、すみやかに賠償金を支払うことを望んでいることから、より高度で専門的な法律判断を要する。そのことから弁護士に本調停の代理人を委任した町の判断が妥当性を欠くものとはいえず、これに係る費用を町が支弁することについて、違法・不当性は認められない。

以上から、滋賀県建設工事紛争審査会調停申請の対する代理人について、弁護士と委任契約を締結したことに違法性又は不当性は認められないと判断し、本件請求を棄却する。